

# 理事会運営規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛知県スキー連盟(以下「当法人」という。)の定款第45条(理事会規則)の規定に基づき、定款第36条(構成)から定款44条(議事録)に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 理事会の招集

(招集通知)

第2条 理事会を招集するときは、会議の目的事項、日時、場所を記載した書面をもって、開催日1週間前までに通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

## 第3章 理事会の議事

(議長)

第3条 定款第40条(議長)の規定に基づき、理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の議長は、筆頭副会長がこれに当たる。

2 前項において筆頭副会長も欠けたとき又は筆頭副会長に事故あるときは、理事会の議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

3 第1項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

(関係者の出席)

第4条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を述べることができる。

(議事録)

第5条 理事会の議事については、定款第44条(議事録)の規定に基づき、議事録を作成し、出席した代表理事(会長、筆頭会長)及び出席した監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。ただし、代表理事がいずれも不在の場合は、理事会に出席した理事全員及び出席した監事の署名又は記名押印を必要とする。

## 第4章 補則

(事務局)

第6条 理事会の事務局は、当法人総務本部総務部が担当し、当法人事務局が補佐する。

(雑則)

第7条 この規定に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が定める。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は平成30年4月19日より施行する。

この規程は令和3年4月8日より施行する。